

競争的資金等に係る物品購入等契約に関する取引停止等手続細則

第1条（目的）

この細則は、社規7300「競争的資金等取扱規程」に定める当社における競争的資金等（取扱規程第3条第1項に規定する競争的資金等をいう。以下同じ。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いを定め、契約事務を適正に行うことを目的とする。

第2条（定義）

この細則において「取引停止」とは、物品の購入及び業務委託等における業者選定の停止をいう。

第3条（取引停止の措置）

物品の購入及び業務委託等の契約事務責任者は、購入先業者（以下「業者」という。）が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認める場合は、直ちに事実関係の概要その他必要事項を最高管理責任者に報告するものとする。

②前項の報告を受けた最高管理責任者は、情状に応じて別表各号及びこの要領の定めるところにより購入等契約に係る業者の取引停止の期間を定め、当該業者との取引停止を行うものとする。

③最高管理責任者は、前項により購入等契約に係る業者との取引停止を行う場合は、業者名、取引停止期間を契約事務責任者に対し周知しなければならない。

第4条（取引停止に係る特例）

業者が事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

②業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。

③前項のうち、取引停止の期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。

④契約事務責任者は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

⑤契約事務責任者は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手とすることができるものとする。

⑥契約事務責任者が4項及び5項の措置を講じた場合の経理責任者への報告は、第3条第2項の取扱いを準用する。

第5条（指名等の取消し）

契約事務責任者は、取引停止された業者について、現に見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消すものとする。

②契約事務責任者は、すでに見積書が提出され発注に至っていない場合は、見積書の受理を取り消すものとする。

競争的資金等における物品購入等契約 に関する取引停止等手続細則	社規－7300・3－*	
------------------------------------	-------------	--

第6条（取引停止措置等の公表）

契約事務責任者は、第3条第1項の規定による取引停止、第4条第4項の規定による取引停止の解除をしたときは、当社ホームページ上で公表するものとする。

②契約事務責任者は、第5条の規定による指名等の取消しをしたときは、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。

第7条（取引停止期間中の業務委託等）

契約事務責任者は、取引停止の期間中の業者が当社における契約に係る製造等の全部又は一部を業務委託することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に業務委託している場合はこの限りでない。

第8条（警告又は注意の喚起）

契約事務責任者は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

第9条（取引停止期間の減免）

契約事務責任者は、業者が過去の不正取引について自己申告した場合は、情状を考慮し取引停止期間の減免をすることができる。

関連規程 社規－7300「競争的資金等取扱規程」

社規－7300・1「競争的資金等の不正使用への対応に関する細則」

社規－7300・2「競争的資金等の不正使用に関する通報窓口細則」

付 則 本規程は2014年11月1日より実施する。

別表

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 当社発注の購入等契約に係る手続において、提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>2 次のイ、ロ及びハに掲げる者が官公庁その他公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴された場合</p> <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時購入等契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4ヶ月以上12か月以内</p> <p>1か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 当社との契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3か月以上9か月以内</p>
<p>4 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>(競争入札妨害又は談合)</p> <p>5 業者である個人又は業者である法人の代表役員等、一般役員等又は使用人が、刑法第96条の3に規定する談合又は競争入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴された場合</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1か月以上12か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>6 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、購入契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>7 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提訴され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、購入等契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>